⑷　配置予定監理（又は主任）技術者の確認
落札者決定後、「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
⑸　専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事において、予決令第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求める。（入札説明書参照）
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者に対して施工体制確認のヒアリングを行う。また、調査基準価格を下回った者には追加資料の提出を求める。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、上記２⑵に掲げる資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。
⒀　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement the procuring entity : KAZUO KATAHIRA Director-General of the Osaka Regional Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Naha Airport 18 side Approach Light Bridge
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 19 November 2009
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 15 December 2009 (tenders brought along with : 10 : 00 A.M. 16 December 2009 or submitted by registered mail : 5 : 00 P.M. 15 December 2009)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounting Division, Osaka Regional Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism, 4―1―76 Otemae, Chuo-ku, Osaka, 540―8559 Japan tel 06―6949―6211 ext. 5045

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する一般国道231号石狩市新送毛トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成 21 年 10 月 20 日
北海道開発局長　関　　克己
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
１　工事名　一般国道231号　石狩市　新送毛トンネル工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　北海道石狩市
３　工事内容　工事延長：Ｌ＝3,200ｍ、トンネル延長：Ｌ＝2,995m、最大内空断面積（ＤＩ―ｂ）非常駐車帯を除く：Ａ＝56.8㎡、掘削延長：Ｌ＝2,980m、覆工延長：Ｌ＝2,980m、坑門工：Ｎ＝２基、土工：Ｎ＝１式、法面工：Ｎ＝１式
４　工事区分　一般土木
５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成21年10月20日から平成21年11月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
６　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　代表者は、下記㈠の要件を満たす工事を、代表者以外の構成員については、下記㈡の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（いずれも、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
㈠　平成６年度以降に、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積50㎡以上かつ施工延長1,400ｍ以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること。
㈡　平成６年度以降に、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
㈠　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。
㈡　代表者の配置する技術者については、平成６年度以降に、上記６⑸イ㈠の工事の経験を有する者であること。代表者以外の構成員が配置する技術者については、上記６⑸イ㈡の工事の経験を有する者であること（いずれも、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
７　競争参加資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。